

# A I オンデマンド交通運行業務仕様書

## 1. 業務名

A I オンデマンド交通運行業務（以下「本業務」という。）

## 2. 業務の目的

本業務は、鞍手町（以下「発注者」という。）が実施するA I（人工知能）を活用した新たなモビリティサービス「A I オンデマンド交通」の導入（以下「本事業」という。）にあたり、誰もが利用しやすい公共交通を整備し、縮小化・個別化する移動ニーズへの対応と公共交通サービス全体の効率化を図ることを目的とする。

## 3. 業務の実施

- （1） 本業務を受注した者（以下「受注者」という。）は、本業務の実施にあたって、発注者の方針や意向を十分に理解して、発注者を支援すること。
- （2） 受注者は、本仕様書及びA I オンデマンド交通運行業務プロポーザル実施要項により提出した業務提案書等に基づいて業務の遂行に務めること。なお、業務の実施にあたり、業務提案書等に問題点がある場合は、改善策を提案し、発注者の承認を得て業務を遂行すること。
- （3） 受注者は、契約期間中、良質かつ安定的な支援を継続するため、本業務に必要となる人員を適切に配置すること。
- （4） 受注者は、本業務の実施にあたり、関係諸法令及び関連条例等の遵守を徹底すること。
- （5） 受注者は、本業務の実施に関し疑義が生じた場合、速やかに発注者と協議を行うこと。

## 4. 履行期間

次のとおり。ただし、「（2） 実証運行」の結果によっては、「（3） 本格運行」の実施時期の変更や実施しない可能性がある。

- （1） 運行準備 契約締結の日の翌日から令和6年9月30日（月）まで
- （2） 実証運行 令和6年10月1日（火）から令和7年2月28日（金）まで（5か月）
- （3） 本格運行 令和7年3月1日（土）から令和7年3月31日（月）まで（1か月）

## 5. 業務内容

### （1） 運行業務

#### ア 運行内容

本仕様書「6. A I オンデマンド交通の運行計画」の内容で運行すること。なお、本業務に使用する車両1台は、発注者が所有する車両（以下「発注者所有車両」という。）を貸し付ける。

#### イ 運行経路

運行システムを構築する事業者（以下「システム事業者」という。）が提供する別添1「運行システム要件」に沿ったシステム（以下「運行システム」という。）が算出する運行経路を運行すること。なお、システム事業者は、発注者が令和6年6月までに選

定する予定である。

#### ウ 運行管理

インターネットに接続可能なPC（既に他の業務等で使用しているPCでも構わない）を用意し、利用者の登録・予約状況や乗務員の運行状況等を運行システムにて管理すること。なお、運行システムのセットアップ及び操作説明はシステム事業者が行い、利用登録や予約の電話受付は、発注者が設置するコールセンターで行う。

#### エ 乗降地点の日常点検

業務執行中、乗降地点に異常等を確認した場合は発注者に報告すること。

#### オ 運賃の徴収、回数乗車券の管理・販売

（ア） 利用者から運賃を徴収すること

（イ） 発注者が発行する回数乗車券を管理し、利用者に販売すること

#### カ 各種申請業務

（ア） 本事業に係る道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく許可申請

実証運行開始日までに本事業に係る同法第4条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を取得すること。また、実証・本格運行開始日前までに同法第5条に規定する国土交通省の許可・運賃許可等を完了すること。

（イ） 本事業に係る国・県補助金の交付申請等

国土交通省が所管する地域公共交通確保維持改善事業における地域内フィーダー一系統確保維持費国庫補助金等の受注者が補助対象事業者となる国及び福岡県から交付される補助金の交付申請業務を行うこと。

#### （2） 運行車両の管理・調達

本業務における運行車両に関することを次に定める。なお、本事業は、発注者所有車両1台で運行する予定としているが、実証運行時に利用者数が増加した場合、発注者は、履行期間中に車両を追加で購入する場合がある。このことを視野に入れ、柔軟に対応できる体制を整えておくこと。

#### ア 発注者所有車両の点検等

発注者所有車両の点検や整備、清掃を行うこと。なお、当該車両の仕様等は次のとおりとする。

（ア） 車両本体の仕様

- ・ 一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分における特定大型車
- ・ 乗車定員 10人（運転手含む）
- ・ 駆動方式 4WD
- ・ ミッション オートマチック
- ・ 使用燃料 無鉛レギュラーガソリン
- ・ 総排気量 2700cc程度
- ・ サイズ 全長（5,380mm）×全幅（1,880mm）×全高（2,280mm）程度

（イ） 架装及び付属品等の詳細

- ・ デジタルインナーミラー
- ・ バックモニター（パノラミックビューモニターも可）
- ・ パワースライドドア（助手席側後部）
- ・ スライドドア乗降口グリップ（前方/後方）

- ・ フロントハンドレール
- ・ 電動格納式大型ステップ
- ・ フロアマット（運転手席）
- ・ 床面防汚シート（客席）
- ・ 運転席後方モニター取り付けパイプ及びサイネージ（21.5 型モニター）
- ・ タブレット端末取付台
- ・ 三角表示板
- ・ 消火器
- ・ 運賃箱（盗難防止用の鍵付き）
- ・ 外装ラッピング（フルラッピング）
- ・ 交通系 IC 決済端末

#### イ 運行車両の調達

受注者は、次の理由から車両の追加が必要となる場合で、かつ、発注者自らが車両を購入しない場合においては、（イ）を許容できるサイズの車両を調達すること。なお、当該車両には、法令等に基づく整備や表示灯を備えるとともに、発注者が用意するタブレットを車両の中に設置し、前後左右に「A I オンデマンド交通運行中」である旨のステッカーを貼付するものとする。また、当該車両は、本業務に支障がない範囲内であれば、通常のタクシー営業と兼用できることとする。

（ア） 利用者数が大幅に増加し、発注者が 1 台では不便であると判断した場合

（イ） 発注者所有車両のサイズでは乗り入れが困難な場所に乗降地点を設置した場合

#### ウ 代替車両の手配

事故の発生等で本業務の遂行に障害が発生した場合、関係機関への連絡や法令等に基づく整備や表示灯を備えた代替車両の手配など、速やかな対応が可能であること。

#### エ 損害賠償

本事業に使用する車両全てに以下に示す内容の補償を下限とし、受注者は、任意保険又は共済保険に加入することとする。ただし、以下と同等の補償を確実に担保できる場合は、この限りではない。

（ア） 対人賠償 無制限

（イ） 対物賠償 無制限

（ウ） 人身傷害 3, 0 0 0 万円

### （3） 運行実施体制の構築・運営

ア 本業務に対する責任者を置くこと。

イ 責任者は、本業務に関する代表者として連絡体制を整え、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達が円滑に行えるようにしておくこと。

ウ 責任者は、運行時間中の休憩交代や乗務員の急病交換等の本業務を執行するうえで、必要な乗務員を配置すること。

オ 本業務には、十分に知識のある運行管理者、整備管理者及び補助者を配置すること。

エ 乗務員は、法令等を遵守するとともに安全運行に万全を期し、運行業務を行うこと。

カ 受注者は、本業務の運営にあたり次のことを留意すること。

（ア） 本事業に係る問合せには、誠意をもって対応すること。

（イ） 乗務員の指導や教育を定期的実施し、安全運転の徹底を図ること。

- (ウ) 不測の事態により、第三者に対し損害を与えたときには、適正に対応できるようにすること。
  - (エ) 対人、対物、搭乗者及び車両の事故について、一切の責任を負い、誠意をもって一切の処理を行うこと。
  - (オ) 事故の発生等で本業務の遂行に障害が生じた場合には、町や関係機関への連絡等、速やかに対応すること。
  - (カ) 防犯、防災に関する情報を入手した場合や緊急事態が発生した場合は、速やかに対応し、町や関係機関との連携を図ること。
  - (キ) その他、本業務を実施するにあたって問題が起きた場合、迅速に対応できる体制を構築すること。
- (4) 本事業の実施に係る支援・連携
- ア 地域合意形成に向けた支援
    - 発注者は、本事業を本仕様書「6. A I オンデマンド交通の運行計画」の内容で導入予定であるため、受注者は、発注者の意向を十分に理解した上で、地域住民や交通事業者、鞍手町地域公共交通会議、関係各所（地方運輸局等）との調整を図り、本事業が円滑に進むよう努めること。
  - イ 本事業の周知への協力
    - 受注者は、発注者が作成するパンフレットなどを住民に配布する等、本事業の周知に協力すること。
  - ウ システム事業者との連携
    - 発注者が本事業の体制を構築・運営するにあたり、受注者はシステム事業者と連携し、本事業が円滑に進むよう努めること。

## 6. A I オンデマンド交通の運行計画

発注者は、次の内容でA I オンデマンド交通の運行を計画している。なお、鞍手町地域公共交通会議にて協議が整っていない項目があることから、今後の協議の結果によって、「6 利用登録」「7 予約」「8 運行時間」「10 回数乗車券」「11 支払方法」については、サービスの規模を縮小する可能性がある。

| 項目 |       | R 6. 10. 1～実証運行                                                        | R 7. 3. 1～本格運行                                                                         |
|----|-------|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 運行態様  | 道路運送法施行規則第3条の3に規定の区域運行                                                 |                                                                                        |
| 2  | 運行区域  | 町内全域 36 km <sup>2</sup> を基本とする（別添2）                                    |                                                                                        |
| 3  | 運行台数  | 1 台（1 台あたり定員 8 名）※ 2                                                   |                                                                                        |
| 4  | 運行方法  | 乗降地点方式<br>利用者が乗車する乗降地点と目的地の乗降地点を結び、運行管理システムが予約に基づき自動作成する経路に従い運行する      |                                                                                        |
| 5  | 乗降地点  | 約 126 か所を予定<br>・町内の西鉄バス停留所<br>・町内のすまいるバス停留所<br>・もやいたクシー乗降地点            | 約 134 か所を予定<br>・町内の西鉄バス停留所<br>・町内のすまいるバス停留所<br>・もやいたクシー乗降地点<br>・A I オンデマンド専用の乗降地点（追加分） |
| 6  | 利用登録  | 予約者は必要（アプリ、電話、Web、LINE）                                                |                                                                                        |
| 7  | 予約    | 予約者は必要（アプリ、電話、Web、LINE）<br>・リアルタイム予約<br>・事前予約「7 日前から」<br>・まとめて予約「6 日分」 |                                                                                        |
| 8  | 運行時間  | 平日                                                                     | 6：30～20：00                                                                             |
|    |       | 土日祝                                                                    | 9：00～18：00                                                                             |
| 9  | 運休日   | 年末年始（12/31～1/3 の 4 日間）                                                 |                                                                                        |
| 10 | 回数乗車券 | ・「すまいるバス」「もやいたクシー」で利用している回数乗車券                                         |                                                                                        |
| 11 | 支払方法  | 現金、クレジットカード、交通系 I C                                                    |                                                                                        |

※1 令和7年1月6日に鞍手町役場の庁舎が移転する予定である。これに伴い、現庁舎の名称を変更するとともに、新庁舎に乗降地点を追加する。

※2 運行台数は1台を予定しているが、実証運行時の利用者数の増加に伴い、運行車両を1台増加する場合がある。

## 7 運行上の注意

- (1) 各乗降地点へ乗り入れる際には、利用者や当該施設の利用者の安全管理に十分注意すること。
- (2) 敷地内に停車する際には、当該施設利用者の運行や駐車に妨げにならないように十分配慮すること。
- (3) 道路上において利用者を乗降させる場合は、車両左側（歩道側）からの乗降を基本とすること。（上り、下り共用の乗降地点において、道路反対側に待機する利用者を乗車させ

る場合は、周辺の状況を把握し安全に乗車できるよう適正な誘導を行うこと。)

## 8. 損害賠償

受注者は、本業務の実施にあたり、本事業の利用者の生命及び身体を害したとき、あるいは他者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

## 9. 運行の中止

積雪、天災、その他受注者の責によらない事由により、運行区間の全部または一部が運行不能の場合は、発注者と協議のうえ、受注者は運行を中止することができるものとする。

## 10. 個人情報保護

受注者は、業務実施中において利用者から得た個人情報並びに発注者から提供される利用者の情報などについて、本事業以外の目的に使用してはならない。また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し個人情報の保護に努めること。

## 11. 本業務に要する経費

人件費、車両維持費、一般管理費、保険料等、本業務に要する一切の経費は受注者の負担とする。

## 12. その他

- (1) 本業務を遂行する上で知り得た情報及び本業務に係る内容は、発注者の許可無く第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本業務を遂行するにあたり、業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。
- (3) 発注者は、本業務に必要な資料及びデータ（個人情報に属するものを除く。）を受注者に提供するものとする。ただし、受注者は、これらの資料等について本業務終了後速やかに返却しなければならない。
- (4) 受注者は、本プロポーザルが終わるまで、本業務に係る選考の参加者に、直接又は間接の接触（本業務に関連するものに限る。）を行ってはならない。
- (5) 本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者とで協議の上、業務を遂行するものとする。

## 13. 連絡先

〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 3705 番地  
鞍手町 都市整備課 都市交通係  
TEL 0949-42-2111  
FAX 0949-42-5693  
E-mail toshi@town.kurate.lg.jp